

佐野市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 木造住宅の耐震改修の促進を図るため交付する佐野市木造住宅耐震改修費等補助金（以下「補助金」という。）については、佐野市補助金等交付規則（平成17年佐野市規則第60号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 耐震診断 佐野市木造住宅耐震診断士派遣実施要綱（令和6年佐野市告示第108号）第2条第1号に規定する耐震診断をいう。
- (2) 補強計画 耐震診断の結果に基づき策定する補強の計画をいう。
- (3) 耐震改修 耐震診断の結果に基づき、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を高めるための木造住宅の補強等工事のうち、各階の必要保有耐力に対する各階の梁間方向又は桁行方向の耐力の割合が1.0未満であったものを1.0以上にする工事をいう。
- (4) 省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。
- (5) 耐震建替え 耐震診断の結果に基づき、耐震改修が必要であると診断された住宅を除却し、建替え前の住宅と同一敷地内（同一敷地内であると認められる場合を含む。）に新たに一戸建て住宅を建築するものをいう。

(交付対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、市の区域内に存する住宅であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工された木造二階建て以下の一戸建て住宅（延べ面積の2分の1以上を住宅の用途に供しているものを含む。）であること。
 - (2) 在来軸組工法、伝統的構法及び枠組壁工法により建築された賃貸を目的としない住宅であること。
 - (3) この告示による補助金の交付の対象となっていないこと。
 - (4) 耐震診断を受けた者が診断結果に基づいて行う耐震改修又は耐震建替え（以下「耐震改修等」という。）であること。
 - (5) 所有者又は当該所有者の2親等以内の親族が居住していること（耐震改修等後に補助対象住宅に転居し居住する場合を含む。）。
 - (6) 耐震改修等の事業（耐震建替えの場合は、補助対象住宅の除却工事及び建替え後の住宅に係る工事）に着手していないこと。
- 2 耐震建替えの場合は、前項に掲げるもののほか、次の各号のいずれにも該当するものとする。
- (1) 耐震診断の結果が判明する前に、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項

及び第6条の2第1項の規定に基づく確認申請（以下「確認申請」という。）をしていないこと。

- (2) 耐震建替え後の住宅は、確認申請を要しない場合を除き、建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証（以下「検査済証」という。）が交付されること。
- (3) 耐震建替え後の住宅は、省エネ基準に適合すること。
- (4) 耐震建替え後の住宅は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域外に存すること。
- (5) 耐震建替え後の住宅の所有者は、補助対象住宅を所有する個人又は当該所有者の2親等以内の親族であること。
- (6) 耐震建替え後の住宅の設計及び工事監理は、建築士が行っていること。
- (7) 国又は地方公共団体等が行う移転補償に係る事業の対象になっている場合は、当該補償の内容が再築ではないこと。

（交付対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象住宅を所有する個人（共有するものを含む。）又は補助対象住宅の所有者の2親等以内の親族のうち、当該耐震改修等事業に係る契約者（耐震建替えの場合は、建替え後の住宅所有者となる者に限る。）
- (2) 次に掲げる税金を滞納していない者
 - ア 佐野市税条例（平成17年佐野市条例第63号）、佐野市都市計画税条例（平成17年佐野市条例第64号）又は佐野市国民健康保険税条例（平成17年佐野市条例第65号）の規定により課された全ての市税（以下「市税」という。）
 - イ 国税及び栃木県県税条例（平成17年栃木県条例第5号）の規定により課された全ての県税（以下「国税等」という。）
- (3) この告示による補助金の交付を受けていないこと。

（補助金の額）

第5条 耐震改修に対する補助額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- (1) 補強計画の策定を含む耐震改修に要する費用（耐震補強の対象とならない工事費用を除く。）の5分の4の額。ただし、100万円を限度とする。
 - (2) 当該耐震改修に係る租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2第1項の規定による控除額
- 2 市が交付する補助金の額は、前項の補助額から同項第2号の控除額を控除した額とする。
- 3 耐震建替えに対する補助金の額は、耐震改修に要する費用相当分（建替え前の住宅に係る住宅の用途に供している部分の床面積の合計に、1平方メートルあたり22,500円を乗じた額を限度とする。）の5分の4の額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。ただし、100万円を限度とする。

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付は、補助対象住宅1棟につき1回とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、木造住宅耐震改修費等補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 耐震改修又は除却を行おうとする住宅の建築時期及び所有者が確認できる書類
- (2) 耐震診断結果報告関係書類
- (3) 耐震改修等の事業計画書
- (4) 耐震改修等の工事設計関係書類
- (5) 耐震改修等に要する費用の見積書の写し(耐震改修等の対象とならない工事等を含む場合には、その区分が明確なもの)
- (6) 国税等の滞納がないことを証する書類
- (7) 所有者と申請者の関係が確認できる書類(所有者と申請者が同一でない場合に限る。)
- (8) 移転補償に関する書類
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは木造住宅耐震改修費等補助金交付決定通知書(以下「交付決定通知書」という。)により、補助金を交付しないことと決定したときは木造住宅耐震改修費等補助金交付申請棄却通知書により申請者に通知する。

(申請内容の変更等)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、補助金の交付の申請内容を変更しようとするときは、木造住宅耐震改修費等補助金交付変更申請書に変更内容を証する書類を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、承認するときは木造住宅耐震改修費等補助金交付変更承認通知書(以下「変更承認通知書」という。)により、承認しないときは木造住宅耐震改修費等補助金交付変更不承認通知書により申請者に通知する。
- 3 補助対象者は、耐震改修等を取りやめようとするときは、木造住宅耐震改修等中止届出書により市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、第1項の申請書又は前項の届出書の提出があったときは、補助金の額を変更し、又は補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(耐震改修等工事の着手)

第10条 補助対象者は、交付決定通知書の交付を受けた日から60日以内に耐震改修等工事に着手しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助対象者は、耐震改修等が完了したときは、速やかに、木造住宅耐震改修等実績

報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 耐震改修等事業費内訳書
- (2) 上部構造評点の計算書及び耐震補強等の箇所が確認できる平面図
- (3) 耐震改修等工事の契約書の写し
- (4) 耐震改修等に要した費用の領収書の写し
- (5) 建替えた住宅に係る設計が省エネ基準に適合することを証する書類
- (6) 建替えた住宅が省エネ基準に適合することを証する書類
- (7) 工事状況写真（施工箇所ごとの施工前、施工中及び完了時の写真）
- (8) 建替えた住宅に係る検査済証の写し、確認申請を要しない場合にあつては、建築士法（昭和25年法律第202号）第20条第3項の規定による工事監理報告書の写し
- (9) 住民票
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の実績報告書の提出があつたときは、速やかに、その内容を審査し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するときは、補助金の額を確定し、木造住宅耐震改修費等補助金額確定通知書により補助対象者に通知する。

（交付の請求）

第13条 前条の規定による通知を受けた補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、木造住宅耐震改修費等補助金交付請求書に交付決定通知書（第9条第2項の規定により変更の承認を受けたときは、交付決定通知書及び同項の変更承認通知書）の写しを添えて、市長に請求しなければならない。

（書類の様式）

第14条 この告示の規定により必要とする書類の様式は、市長が別に定める。

（その他）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成19年5月1日から施行する。

（平成23年3月までに交付の決定を受けた者に対する補助金の額の特例）

2 佐野市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱の一部を改正する告示（平成23年佐野市告示第20号）の施行の日から平成23年3月31日までの間において、第8条の規定により補助金の交付の決定を受けた者に対する第5条第2項の規定の適用については、同項中「額とする」とあるのは、「額に30万円を加えた額とする。ただし、その額は、当該耐震改修に要する費用を限度とする」とする。

（施行期日）

1 この告示は、平成19年5月1日から施行する。

（平成23年3月までに交付の決定を受けた者に対する補助金の額の特例）

- 2 佐野市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱の一部を改正する告示（平成23年佐野市告示第20号）の施行の日から平成23年3月31日までの間において、第8条の規定により補助金の交付の決定を受けた者に対する第5条第2項の規定の適用については、同項中「額とする」とあるのは、「額に30万円を加えた額とする。ただし、その額は、当該耐震改修に要する費用を限度とする」とする。

附 則（平成20年6月30日告示第137号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成20年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の佐野市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に申請する補助金について適用し、同日前に申請した補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成20年11月28日告示第218号）

この告示は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成21年7月28日告示第169号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成21年8月31日告示第189号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成22年10月25日告示第220号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成23年2月18日告示第20号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成26年3月28日告示第68号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の第4条第1項第1号ただし書の規定は、この告示の施行の日以後に申請する補助金について適用し、同日前に申請した補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月25日告示第66号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の佐野市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に申請する補助金について適用し、同日前に申請した補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成29年6月29日告示第190号）

(施行期日)

1 この告示は、平成29年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の佐野市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に申請する補助金について適用し、同日前に申請した補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月31日告示第101号）

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の佐野市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に申請する補助金について適用し、同日前に申請した補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月31日告示第89号）

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の佐野市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に申請する補助金について適用し、同日前に申請した補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月29日告示第109号）

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の佐野市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に申請する補助金について適用し、同日前に申請した補助金については、なお従前の例による。